

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

期末手当及び勤勉手当について

ア 令和3年12月期の支給割合

- (ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.125月分（特定幹部職員にあつては、0.925月分）とすること。
- (イ) 再任用職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を0.625月分（特定幹部職員にあつては、0.525月分）とすること。
- (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

イ 令和4年6月期以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（特定幹部職員にあつては、1.0月分）とすること。
- (イ) 再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分（特定幹部職員にあつては、0.575月分）とすること。
- (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、第1のイについては、令和4年4月1日から実施すること。